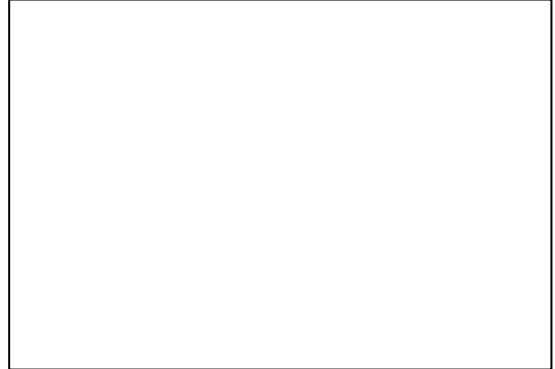


プラウド府中宮西町マークス景観協定

決定年月日	平成25年5月23日
認可年月日	平成25年6月27日
名 称	プラウド府中宮西町マークス景観協定
位 置	府中市宮西町1丁目15番15
面 積	3,733.40平方メートル
戸 数	231戸
有効期間	協定区域内の土地に2以上の土地の所有者等が存することとなった時から5年間



- ☆ 景観協定とは、景観法に基づき、良好な景観を形成するため、皆さんで地域の実情に応じたきめ細かな取り決めを行って頂くものです。
- ☆ ここでは、府中市内における景観協定の事例を紹介します。詳細は、府中市都市整備部計画課に備え置く図書を縦覧してください。
- ☆ お問い合わせは、府中市役所7階都市整備部計画課までお願いします。
電話：042-335-4412 E-mail：TOSIKEIO1@city.fuchu.tokyo.jp

■屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する基準 ■■■■■■■■■■■■

形態・色彩・意匠その他の表示方法	周辺との調和に配慮したものとする。
屋上広告物、突出広告物、広告塔及び広告板	設置してはならない。ただし、景観協定の区域等を表示する看板については、この限りではない。
移動式地上設置広告物	壁面後退部分には、移動式の地上設置広告物を設置してはならない。ただし、イベント開催等の短期間及び管理上の必要により常時、設置又は掲示することが適当と認められる場合は、この限りでない。
窓面を利用した広告物	窓面を利用した広告物（窓面の内側を利用する広告物を含む。）は、設置してはならない。
ネオン等を用いる屋外広告物	ネオンや、派手な照明、点滅する光源を用いる屋外広告は、使用してはならない。ただし、クリスマスシーズンに行うイルミネーションなどについては、この限りでない。
色彩	屋外広告物の地色の色彩は、周辺環境との調和に配慮し、彩度を各色相の最高彩度の2分の1以下とする。ただし、建築物の規模に対しアクセント程度の小規模なもので、第13条に規定する委員会と協議し、同意を得たものは、この限りではない。
広告塔・広告板	広告塔・広告板を敷地内に設置する場合は、第13条に規定する委員会と協議し、同意を得るものとする。

■地域コミュニティに関する基準 ■■■■■■■■■■■■

にぎわいの形成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 府中街道に面して住宅共用部を設け、住宅共用部内のにぎわいが表出する設えとすることで、周辺環境と調和したものとする。 ○ 敷地コーナーには、アートギャラリーを設けるなど沿道のにぎわい形成に努め、これを保全する。 ○ 住宅共用部の内部空間と歩道状整備部分との一体利用が可能な設えとし、人の滞留できる場所を作り、にぎわいを創出することとする。 ○ 高木のライトアップを行うこと等で、にぎわいと温かみのある設えとする。
---------	--

■防災及び防犯に関する基準 ■■■■■■■■■■■■

防災倉庫	防災倉庫を設置、維持及び管理し、自助防災に努めるものとする。
防災訓練	管理組合にて、計画的に防災訓練を実施し、積極的に参加するものとする。
防犯カメラ	敷地内に防犯カメラを設置、維持及び管理し、防犯活動、防犯意識の向上に努めるものとする。

■その他良好な景観の形成に関する事項 ■■■■■■■■■■■■

清掃活動	管理組合などが企画する一斉清掃活動に積極的に参加するよう努めるものとする。
------	---------------------------------------

※非常災害のために必要な応急措置として行う行為については、上記の規定は適用しない。